

アイザワの約款・規定集

2022年10月
アイザワ証券株式会社

第4章 国内外貨建債券取引

(下線部分変更)

新	旧
第4条 (外貨の受払い等) 国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で日本国内に開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。	第4条 (外貨の受払い等) 国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第9章 外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
第21条 (外貨の受払い等) 外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、お客様が自己名義で日本国内に開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。	第21条 (外貨の受払い等) 外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、お客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。